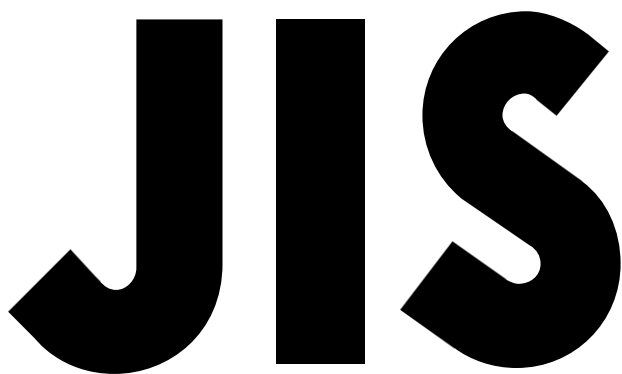




電線管システム－第 22 部：  
プライアブル電線管システムの個別要求事項

JIS C 8461-22 : 2025

(IEIEJ/JSA)

令和 7 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

|       | 氏名      | 所属                                |
|-------|---------|-----------------------------------|
| (委員長) | 熊 田 亜紀子 | 東京大学                              |
| (委員)  | 青 木 真 理 | 川崎市地域女性連絡協議会                      |
|       | 岡 田 香 織 | 一般財団法人日本消費者協会                     |
|       | 上参郷 龍 哉 | 一般財団法人電気安全環境研究所                   |
|       | 清 水 洋 隆 | 一般社団法人電気設備学会                      |
|       | 高 尾 登   | IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社) |
|       | 田 原 房 枝 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  |
|       | 松 岡 雅 子 | 株式会社 UL Japan                     |
|       | 松 木 隆 典 | 電気事業連合会                           |
|       | 本 吉 高 行 | 一般社団法人電気学会                        |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.1.20 改正：令和 7.1.20

官 報 掲 載 日：令和 7.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人電気設備学会

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6 堀留ゼネラルビル TEL 03-6206-2720)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

# 目 次

|                                                                                     | ページ |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 序文                                                                                  | 1   |
| 1 適用範囲                                                                              | 1   |
| 2 引用規格                                                                              | 2   |
| 3 用語及び定義                                                                            | 2   |
| 4 一般要求事項                                                                            | 2   |
| 5 試験に関する一般要求事項                                                                      | 3   |
| 6 分類                                                                                | 3   |
| 7 表示及び文書                                                                            | 3   |
| 8 寸法                                                                                | 3   |
| 9 構造                                                                                | 5   |
| 10 機械的特性                                                                            | 5   |
| 11 電気的特性                                                                            | 7   |
| 12 温度特性                                                                             | 7   |
| 13 火災の危険                                                                            | 7   |
| 14 外的影響                                                                             | 8   |
| 15 電磁両立性                                                                            | 8   |
| 附属書 A (規定) 電線管システムの分類コード                                                            | 12  |
| 附属書 B (規定) 材料厚さの測定方法                                                                | 12  |
| 附属書 C (規定) JIS C 8461-1:2012 に適合している電線管システムの追加試験                                    | 12  |
| 附属書 AA (参考) 10.2.4 に規定する圧縮力の最小及び最大の増加率の計算                                           | 13  |
| 附属書 JA (参考) 在来工事で使用する金属製可とう電線管, 金属製の電線管附属品, 合成樹脂製可とう管, CD 管及び合成樹脂製等の電線管附属品の最低限の仕様の例 | 15  |
| 附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表                                                        | 23  |
| 解 説                                                                                 | 26  |

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人電気設備学会（IEIEJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8461-22:2019** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 8461** 規格群（電線管システム）は、次に示す部で構成する。

**JIS C 8461-1** 第 1 部：通則

**JIS C 8461-21** 第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項

**JIS C 8461-22** 第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項

**JIS C 8461-23** 第 23 部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項

# 電線管システム—第 22 部：プライアブル電線管 システムの個別要求事項

## Conduit systems for cable management—Part 22: Particular requirements— Pliable conduit systems

### 序文

この規格は、2021 年に第 2 版として発行された IEC 61386-22 を基とし、我が国で使用されている電線管の規定を追加し、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

この規格は、JIS C 8461-1:2025 の関連する各箇条の規定と併せて適用する規格である。

なお、この規格で、用語番号の後に“A”から始まるラテン文字の大文字を付記した用語及び**附属書 JA**は、対応国際規格にはない事項である。また、側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB**に示す。

この規格の箇条などの番号は、JIS C 8461-1:2025 と対応している。JIS C 8461-1:2025 に対する変更は、次の表現を用いた。

- “置換”は、JIS C 8461-1:2025 の該当する箇所の要求事項を、この規格の規定に置き換えることを意味する。
- “追加”は、JIS C 8461-1:2025 の該当する箇所の要求事項に、この規格の規定を追加することを意味する。

JIS C 8461-1:2025 に追加する細分箇条番号は、JIS C 8461-1:2025 の箇条番号の後に“101”からの番号を付け、図番号及び表番号は、“101”からの連続番号を付ける。また、追加する用語の細分箇条番号は、“100”の番号を付ける。

### 1 適用範囲

この規格は、JIS C 8461-1:2025 に規定する電線管システムのうち、プライアブル電線管システムの個別要求事項について規定する

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 61386-22:2021, Conduit systems for cable management—Part 22: Particular requirements—Pliable conduit systems (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。